

電話相談員登録要項

1. 職務内容

- ①国及び地方自治体が実施している「こころの健康相談統一ダイヤル」について、夜間時間帯における電話相談対応を行う。
- ②対応は傾聴を原則として、必要に応じて相談者の居住都道府県等の精神保健福祉センター、保健所等の日中の相談機関や社会資源を紹介（案内）する。
- ③1日につき3名の電話相談員が電話（2回線）に交替で対応する。
- ④相談記録をオンラインデータベースに入力する。

2. 登録要件

- ①日本精神保健福祉士協会の構成員であること。
- ②3年以上の相談援助業務の経験があること。
- ③電話相談の勤務終了後、同日中に帰宅できること。
- ④1月あたり1回以上の勤務が可能であること。
- ⑤2025年度に実施する電話相談員を対象とした研修（拠点ごとの開催2回、全拠点合同の開催2回を予定）のうち、最低でも2回は受講すること。
- ⑥電話相談業務上で知り得た一切に関する守秘義務を遵守すること。
- ⑦電話相談対応において、本事業が設ける各種基準を遵守すること。

※電話相談対応基準

- ・電話相談対応について
- ・トークスクリプト運用基準
- ・危機介入対応基準
- ・頻回相談者への対応（頻回対応）基準
- ・相談者から激しい怒り、苦情になった場合の対応基準 など。

3. 勤務地（6拠点）と本事業の実施期間及び勤務日について

- ①下表の6ブロックの相談拠点設置都市において主要駅近隣のレンタルオフィス等を確保し、本事業を実施する。

	ブロック区分	相談拠点 設置都市	実施期間 (2024年度)
1	北海道・東北ブロック（北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、秋田県、福島県）	宮城県 (仙台市)	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
2	関東・甲信越ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）	東京都 (新宿区)	
3	東海・北陸ブロック（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）	愛知県 (名古屋市)	
4	近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	大阪府 (大阪市)	

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（JAMHSW）

5	中国・四国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	岡山県 （岡山市）	
6	九州・沖縄ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	福岡県 （福岡市）	

②電話相談の勤務日について

各拠点において、下表のとおり本協会（JAMHSW）（都道府県精神保健福祉士協会等を含む）、日本公認心理師協会（JACPP）に所属する相談員のローテーションにより電話相談対応を行う。

	月曜日～水曜日	木曜日・金曜日
担当団体	JAMHSW	JACPP

4. 勤務時間

18時30分～22時30分（電話受付は22時まで）

5. 給与

- ・1日勤務あたり：16,438円（22時以降の深夜割増分、定額通勤手当2,000円を含む）
※祝日、振替休日及び年末年始にあたる日（12月30日（火）～1月3日（土））の勤務については、35%の割増賃金を支払う。
- ・支給日：月末締め、翌月15日の支払いとする。

6. 応募方法

応募は以下の方法で受け付ける。

- ・所定のWebフォームへの入力

7. 登録の募集期間

2025年1月7日（火）～2025年1月26日（日）

8. その他

- ・2025年度の電話相談員として新規に登録した者は、本事業に係る指定の事前研修を受講すること。
- ・登録のうえ実際に勤務する者は、本協会において労災保険に加入する（通勤経路は自宅～相談会場、職場～相談会場の両方を対象とする）。
- ・登録が多数に及ぶ等の理由により、実際の勤務をお願いしない場合がある。
- ・本登録に係る個人情報相相談拠点ごとに集約し、電話相談員の日程調整及び管理等の業務を委託する都道府県精神保健福祉士協会等に提供するものとする。

【本件に係る問合せ先】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局
TEL：03-5366-3152 Email：office@jamhsw.or.jp
URL：https://www.jamhsw.or.jp/